

富里市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付要綱

(平成10年2月20日告示第9号)

改正 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、市内に住所を有する心身障害者の福祉の向上のため、千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和45年千葉県条例第16号。以下「県条例」という。）に基づく千葉県心身障害者扶養年金制度に加入した者（以下「加入者」という。）が納付する納付金に対し千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年千葉県規則第21号。以下「県規則」という。）第4条第1項の規定により当該納付金の減額を受けた者に、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助額)

第2条 補助額は、県規則第4条第1項の規定による納付金の減額の額とする。
2 加入者が市内に住所を有しなくなったときは、補助金を交付しない。

(申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、富里市心身障害者扶養年金事業加入者補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第4条 補助金の交付を請求しようとする者は、富里市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付請求書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

富里市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付申請書

富里市長

様

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則第4条第1項の規定により、千葉県心身障害者扶養年金制度に係る納付金の減額を受けたので、富里市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

申請 年月日	申請者		補助金額	知事の給付金減額承認	
	氏名 ①	住所		年月日	減額の割合
			円		

(注) 納付金減額承認通知書を添付すること。

